

## 自分にはどんな仕事合っているのかな？

仕事ってしたことないから不安だな。

そんな時、**見守りしごと体験講習** をしてませんか？

### 《見守りしごと体験講習とは》

20歳未満の未就職者であり、かつ未就学（高校中退を含む）又は定時制・通信制高校に在籍している方が、最長15日間、見守り雇用主のもと（事業所）で他の従業員と同じように実際の仕事を体験し、就職を目指す取組です。

### 〈見守り雇用主とは〉

この取組の趣旨をご理解いただき、見守りしごと体験講習の受入及びその後の雇用の検討を了承して下さった事業所です。

- 体験先：見守り雇用主登録名簿から受講希望者が選択します。  
（希望事業所での体験講習が実施できない場合もあります。）
- 体験期間：最長15日間
- 受講回数：同一年度内2回／人（ただし同一事業所では1回限り）  
なお講習期間中は雇用契約はありません。  
講習受講中の万一の事故に備え「傷害保険」に加入しています。
- 受講修了者には下表の「見守りしごと体験講習手当」が支給されます。
- 講習修了後の雇用を約束するものではありません。

見守りしごと体験講習手当（令和3年度）	
1時間あたり	792円（高知県内の最低賃金と同額）

※事業所との面接日時の調整や傷害保険加入、見守りしごと体験講習手当の支払い事務は、県児童家庭課及び高知県経営者協会が行います。

### 見守りしごと体験講習の流れ（抜粋）



- ◆見守りしごと体験講習は支援機関を通じて申し込みます。
- ◇事業所との面接に出向く際は支援機関が必ず同行します。
- ◇体験講習に支援機関は同行しませんが、講習期間中に何かあった場合にサポートをします。

お問い合わせ先  
高知県子ども・福祉政策部 子ども・子育て支援課  
企画・青少年担当  
TEL：088-823-9637 FAX：088-823-9658

